

嶺南広域行政組合職員の給与に関する条例

平成 9 年 7 月 1 日

条 例 第 1 5 号

改正 平成18年 3 月 3 1 日規則第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定により、嶺南広域行政組合職員の給与に関する事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 職員の給与については、派遣元の市町の職員の給与に関する条例の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第1号）

この条例は、公布の日から施行する。